

歴史公文書等の利用制度等の根拠法規に係る国と各自治体との比較

※条例等と同様の規定あり○、規定なし×

国			尼崎市 情報公開条例	指定都市の 公文書管理条例				市区町村の 公文書管理条例																						
公文書管理法	国立公文書館 利用等規則	行政機関 情報公開法		名古屋	大阪市	札幌市	相模原市	宇土市	ニセコ 町	安芸高 田市	志木市	草津市	秋田市	小布施 町	高松市	三豊市	藤沢市	高根沢 町	天草市	大槌町	那須町	豊島区	渋川市	八王子 市	世田谷 区	野洲市	市川市	鶴岡市	茅ヶ崎 市	熊本市
16条 特定歴史公文書等の 利用請求及びその取 扱い	—	5条 行政文書の開示義務 6条 部分開示	7条 公文書の開示義務 8条 部分開示	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	△ (申し出)	×	×	○	×	○	○
17条 本人情報の取扱い	—	—	—	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○
18条 第三者に対する意見 書提出の機会の付与 等	—	13条 第三者に対する意見 書提出の機会の付与 等	15条 第三者に対する意見 書提出の機会の付与 等	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○
19条 利用の方法	—	14条 開示の実施	16条 開示の実施	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	○	○
20条 手数料	—	16条 手数料	26条 費用負担	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	○	○
21条 審査請求及び公文書 管理委員会への諮問	—	19条 審査会への諮問	—	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○
23条 利用の促進	—	—	—	×	×	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○
24条 移管元行政機関等に よる利用の特例	—	—	—	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	○	○
25条 特定歴史公文書等の 廃棄	—	—	—	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○
26条 保存及び利用の状況 の報告等	—	23条 施行の状況の公表	—	×	×	○	○	×	×	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	○	○
規定なし	—	3条 開示請求権	5条 開示請求権	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	△ (申し出)	×	×	×	×	○	○
	11条 利用請求の手續	4条 開示請求の手續	6条 開示請求の手續	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	規則に 規定	×	○	○
	6条2項 利用請求に対する決 定等(全部利用・一部 利用・利用不可)	9条 開示請求に対する措 置(開示・部分開示・不 開示)	11条 開示請求に対する措 置(開示・部分開示・不 開示)	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○
	6条1項 利用請求に対する決 定等(30日以内)	10条1項 開示決定等の期限 (30日以内)	12条1項 開示決定等の期限(15日以内)	×	14日以内	14日以内	14日以内	×	×	×	×	×	×	×	15日以内	15日以内	×	×	×	×	×	×	15日以内	×	×	×	規則に規 定(30日 以内)	×	30日以内	14日以内
	6条3項 利用請求に対する決 定等 期限延長(30日 以内)	10条2項 開示決定等の期限延 長(30日以内)	12条1項 開示決定等の期限延 長(30日以内)	×	30日以内	30日以内	46日以内	×	×	×	×	×	×	×	30日以内	15日以内	×	×	×	×	×	×	15日以内	×	×	×	規則に規 定(30日 以内)	×	30日以内	45日以内
	6条4項 利用請求に対する決 定等(大量請求等)	第11条 開示決定等の期限の 特例(大量請求等)	第13条 開示決定等の期限の 特例(大量請求等)	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○